

清代後期湖広における財政改革

山 本 進

【要約】 清代の財政制度は、戸部が徴税台帳に基づいて徴収する国家財政と、州県が地方行政経費を民間より慣習的に徴収する不正規財政との二重構造を形成していた。一九世紀以降、正項錢糧の減少と地方的徴収の肥大により国家財政が逼迫すると、各省督撫は、釐金や捐輸などの商業課税を正規財政に組み込むとともに、胥吏衙役の陋規需索・上級衙門への規礼饋送体系を解体するという財政改革を断行した。湖北・湖南を例に財政改革の成果を検証すると、湖北では、咸豊期に、釐金・牙帖捐の導入により国家財政を再建させるとともに、漕糧の定額錢納化により地方的徴収を大幅に整理した。しかし湖南では、牙行の衰退により商業課税は困難であり、咸豊期の錢漕改革も一部の州県でしか実施されなかった。更に、光緒初の陋規需索・規礼饋送禁止も不徹底に終わった。長江流域を通観すれば、商品生産の展開した江南・湖北、次いで四川が財政改革に成功したのに対し、主穀供給地域の湖南や江西では改革は不振であった。

史料 七七巻五号 一九九四年九月

はじめに

中国史の中で、一九世紀は、清朝専制国家体制の弛緩・解体期として位置付けられている。清朝を動揺させた外的要因は、社会矛盾の深刻化に起因する各種の民衆反乱、西欧列強の軍事的脅威、そしてそれらに対処できない清朝正規軍の弱体化などであるが、問題の解決を困難にさせていた内的要因は、財政システムの機能低下であった。視点を変えて論ずれば、中国の近代化は、軍事・産業・教育などの西欧化からではなく、何よりも先ず財政の改革から開始されねばならなかったと言える。

先行研究の成果に依りながら当時の財政事情を簡単に整理すると、先ず国家(正規)財政は、嘉慶以降歳入が恒常的に低下し、末端の州県では存留銀(州県の地方行政経費)・養廉銀(官俸として支給される行政経費)の減少、虧空(欠損)の増大を招いていた。次に州県は、行政経費の不足を浮収(付加徴収)で補填しようとしたので、正額外徴収の比重が増大し、それらはやがて地方的徴収として固着した。正額外徴収の容認は、地方官・胥吏・衙役による需索(恣意的徴収)を助長し、その結果として「吏治の廃弛」即ち政治の腐敗や、抗糧暴動に代表される民衆の抵抗を惹起していた。^①

それでは、清朝財政を解体させた原因は何だったのだろうか。岩井茂樹はその主要因を「原額主義」と称される非弾力的財政原則に求めている。^② 岩井によれば、「原額主義」は兩税法以降の中国専制国家財政の基本原則であり、財政の中央集権的管理に適合したシステムであるとされる。しかし、収支の定額化は社会経済の発展に対応できず、正規財政の周縁に膨大な「正額外財政」を付着させる。その結果、中央財政の役割が相対的に低下して、地方分権化が進行し、専制国家の基礎を掘り崩してゆく。それ故岩井は、清代後期の財政問題も、「各朝代において繰り返された、制度確立→隆盛→『祖法』の墨守→矛盾露呈→改革→動乱の醸成→滅亡のサイクル」(三〇三―三〇四頁)の一過程として、循環論的に理解するのである。

岩井理論の特徴は、一言で言えば、現象的類似性から構造的同質性を導き出していることであろう。岩井は社会経済の発展を認めてはいるが、それは単なる外延的拡大や数量的増加を意味するに過ぎず、それ故王朝交替などにより「原額」が改訂されれば、再び中央集権的管理の下に容易に繰り入れられるものである。しかし、少なくとも一九世紀の財政悪化と清朝支配の弱体化は、明以前の王朝末期的状況とは性格が異なる。一八世紀中葉以降、江南における木棉や絹など繊維手工業の発達、閩粵沿海部での砂糖やタバコなど高付加価値商品生産への傾斜、湖北や四川での移入代替棉業の形成を通して、国家が一元的に管理していた全国市場から地域経済(概ね一省乃至二省程度の中規模経済圏)が自立化してくると、伝統的流通統制に基礎を置く塩課や関税は時代遅れとなり、財政収入の中核を占める田賦もまた、商品経済の展開に応じた柔

軟な課税制度を導入する必要に迫られていた。地丁銀制は基本的に耕地面積と土地生産性に対応した税制であり、穀物の商品化、農産物加工、手工業生産などは想定されていないからである。社会経済は本質的変化を遂げつつあり、それに対応すべき財政システムも、最早定額の変更では済まされない構造的改革を必要としていたのである。それ故「原額主義」原則の桎梏から清代後期の財政のゆきづまりを説明することはできない。

さて、国家財政の収支バランスは、嘉慶白蓮教反乱以降、歳出増歳入減傾向にあったが、太平天国は財政に決定的打撃を与えた。そこで各省督撫は、とりあえず商税（釐金・牙帖捐）や田賦附加税（津貼・捐輸）によって軍餉を確保する一方、反乱鎮圧後ただちに賦税改革を断行して、民衆の負担を軽減しつつ徴税効率を高めようとした。咸豊・同治年間、長江中下流域各省で、浮収の削減と「大戸」・「小戸」間の不均等負担の是正を柱とした賦税改革が相次いで実施されたことは既に明らかにされており、数多くの先行研究が蓄積されている。⑤ これら諸研究は、賦税改革の経緯を詳細に解明しているだけでなく、その歴史的意味についても、様々な分析視角から検討を加えている。⑥ 但し、財政史の側面では、均賦・減賦による既存の財政制度の弥縫・補修という位置付けにとどまり、中央集権的国家財政の構造的転換を読み取るうとする問題意識は希薄であると思われる。⑦ 岩井もまた、この賦税改革について殆ど触れていない。

私は前稿で、咸豊から光緒初に亘って四川省で実施された財政の長期的改革について論じた。⑧ その結論を要約すると、先ず国家（正規）財政では、戸部中央財政の欠乏が津貼・捐輸など田賦附加税によって補填される一方、太平天国などの社会的緊張を背景として釐金が新財源に加わり、やがて後者を核とした督撫財政（省財政）の地方財政としての自立化が確認された。次に州県レベルの地方的徴収について見ると、胥吏・衙役による陋規需索を禁止するとともに、事務手数料の定額化と公局からの手当支給を実施して彼らの生計を確保した。一方、陋規の多くは州県から上級官庁へ規礼として饋送（上納）されていたが、これは裁革され、地方各級衙門の必要経費は省財政から公費として支給されるようになった。釐金・津捐の導入による民衆の負担増は、陋規需索・規礼饋送体系の廃止による負担減によって相殺されたのである。これら

の改革により、国家財政の周囲に曖昧に付着していた地方的徴収は大幅に整理され、国家財政の内部では、戸部中央財政の比重が低下する一方で、洋務派官僚が主導する省財政の強化が図られた。^⑩

四川におけるこれらの政策は、長江中・下流域における賦稅改革と概ね軌を一にするものと考えられる。そこで本稿では、前稿の成果を踏まえ、長江中・下流域で最も早く着手された湖北・湖南両省の財政改革を検討の対象とする。釐金・捐輸の導入や減賦・均賦など改革の具体的事実については先行研究に多くを学びながら、^⑪両省における実施状況について再検討を行うとともに、従来あまり重視されてこなかった陋規需索・規礼饋送の^⑫改革に焦点を当てて考察を進めたい。

① 鈴木中正「清末の財政と官僚の性格」『近代中国研究』第二輯、東京大学出版会、一九五八年、佐々木正哉「咸豐二年鄭県の抗糧暴動」『近代中国研究』第五輯、東京大学出版会、一九六三年、岩井茂樹「清代国家財政における中央と地方——酌撥制度を中心にして——」『東洋史研究』四二卷二号、一九八三年。

② 岩井茂樹「中国専制国家と財政」『中世史講座』第六卷、学生社、一九九二年。

③ 拙稿「清代市場論に関する一考察」『歴史学研究』六〇三号、一九九〇年。

④ 一例を挙げれば、自律的經濟圏の形成がとりわけ顕著であった四川では、国家財政の窮乏化に応じて、重慶府巴県などで「差務」と呼ばれる一種の地方行政協力費が会館を通して商人より半強制的に徴収されるようになり、咸豐以降釐金の付加税部分に収斂された。商品經濟が獲得した富が重慶という商業都市に集積され、地方当局はこれを新たな財源と見做したのである。拙稿「清代後期四川における地方財政の形成——会館と釐金——」『史林』七五卷六号、一九九二年。

⑤ 代表的研究として、夏籍「太平天国前後長江各省之田賦問題」『清華學報』一〇卷二期、一九三五年、朱慶永「同治二年蘇松二府減賦之

原因及其經過」『政治經濟學報』三卷三期、一九三五年、村松祐次「馮桂芬の均賦・減稅論」『近代江南の租税』東京大学出版会、一九七〇年、高橋孝助「咸豐三年前後の江南における均賦論——近代郷紳のある出発——」宮城教育大学『紀要』一〇卷、一九七五年、同「同治二年の江南における減賦論——太平天国占領下の江南郷紳層の一動向——」宮城教育大学『紀要』一一卷、一九七六年、小林幸夫「清末の浙江における賦稅改革と折錢納稅について」『東洋學報』五八卷一・二号、一九七六年、夏井春喜『大戸』『小戸』問題と均賦・減賦政策』上下『中国近代史研究会通信』八・一一号、一九七八・七九年、劉克祥「十九世紀五十年代清政府的減賦和清賦運動」『中国社会科学院經濟研究所集刊』七集、一九八四年、臼井佐知子「同治四（一八六五年）、江蘇省における賦稅改革」『東洋史研究』四五卷二号、一九八六年、などがある。また、前註①、佐々木もこの問題に触れている。

⑥ 前註⑤、臼井により比較的主とまとめた整理がなされている。

⑦ ただ、政治史の立場から、賦稅改革を通して督撫權力が強化されたという議論は存在する。臼井佐知子「太平天国末期における李鴻章の軍事費対策」『東洋學報』六五卷三・四号、一九八四年、前註⑥、臼井。

⑧ 「清代後期四川における財政改革と公局」『史学雑誌』一〇三編七号、一九九四年。

⑨ ここで言う地方的徴収とは、正額錢糧とは別に賦課される不正規徴収のことで、その一部は地丁の存留とともに地方行政経費としても使用されていた。なお、山田賢は、「原額主義」原則による州県財政の相対的減少により、清代後期の四川では州県政府から紳糧の主導する公局へ行政権が委譲されると主張するが（山田賢『紳糧』考——清代四川の地域エリート——『東洋史研究』五〇巻二号、一九九一年）、そもそも当時「地方財政」が戸部中央から独立していたのか、疑問である。岩井茂樹は州県の財政的非自立性について、次のように述べている。「さて、ここまで述べてきた酌撥制度の機能を通して、清代國家財政における、中央と地方の間の財政権のあり方を考えてみよう。冬估、戸部による撥餉、春秋撥、奏銷などが実行されることによって、外省の正額錢糧の収支は、すべて中央戸部の支配するところとなり、地方の官衙は、いわばその代理として収支を管領するにすぎなくなる。正額錢糧の範囲のうちには、地方の財政権によって運用される、地方財政の成立する余地は、まったくないわけである」（前註①、岩井、

一 國家財政の再建

一九世紀後半期における財政改革の基調は、第一に釐金・捐輸などの新税に依拠した國家財政の再建であり、第二にそれを可能ならしめるための地方的徴収の整理であった。釐金などの流通新税は、太平天国に対する軍餉確保を目的として設置され、督撫がこれを統轄したが、反乱終息後も廃止されず、國家財政を補完する主要財源の一つとして定着する。そこで先ず、湖広における釐金・牙帖捐の導入から考察を開始しよう。

周知の通り、釐金は咸豐三年（一八五三）雷以誠により揚州仙女鎮にて徴収が開始され、咸豐五年（一八五五）には江西・

一四五頁。

⑩ 岩井は國家財政を戸部中央の管理する正項部分に限定し、その外部に付着する事実上の地方財政を「公」と「私」とに区分している（前註①、岩井、一四五～一四六頁）。岩井の分類に従って清代後期の財政改革を説明すれば、「私」領域の肅清と「公」領域の拡大強化、その結果として「公」領域の地方財政への成長、ということになるだろう。

⑪ 湖広の賦税改革に関する専論はないが、部分的に触れた研究としては、前註⑥、夏・夏井・劉、などを参照。湖広の釐金については、羅玉東『中國釐金史』上海商務印書館、一九三六年、林正子「黃冕——もう一人の釐金創始者——」『史苑』三六巻一号、一九七五年、などを参照。

⑫ 地方的徴収は國家によって公認されたものではないから、その呼称は觀察者によって異なる。本稿ではとりあえず、胥吏・衙役を通して人民から収集される附加税や手数料を「陋規」と呼び、その一部が上級官僚・衙門に上納されたものを「規礼」と称している。

湖北・湖南各省でも導入されるようになった。この内、江西は百貨釐、湖南は百貨・塩茶釐を徴収するのみであったが、湖北ではこれに加え牙帖捐を並行して実施した。^①牙帖捐とは、従来布政司が発行していた「司帖」を戸部が発行する「部帖」へ半強制的に切り替えさせ、巨額の免許料を捐輸として納付させるもので、実態は牙行に対する営業税に近いものであった。

湖北省で釐金・牙帖捐の導入を主唱したのは、湖北巡撫胡林翼である。咸豐五年、胡林翼は司帖から部帖への牙帖交換による牙帖捐の実施を奏請し、その後戸部の策定した一八条の章程に基づいて実施すべしとの上諭が降された。ところが、兵乱によって疲弊していた牙行は、示諭すること数か月を経ても、積極的に応じようとしなかった。そこで彼は、咸豐六年三月、現地の状況に合わせて施行細則を簡略化した修正案六条を制定し、認可を申請した。^②その内容は、次の通りである。

(1) 各行の科則は原帖に依らず、今次の実態調査に基づいて決定する。

(2) 科則は、上・中・下・次下四則(捐銀一〇〇〇両・七〇〇両・五〇〇両・三〇〇両)から繁盛上・中・下行(捐錢一〇〇〇串・五〇〇串・二〇〇串)及び偏僻上・中・下行(捐錢七〇〇串・三〇〇串・一〇〇串)の六則に変更し、零細牙行も認捐させる。科額も銀建てから錢建てに変更する。

(3) 旧設市集・新設市集の別無く、一律に随時捐輸を実施する。

(4) 営業地(市集)の変更を認める。

(5) 新帖を頒給する際、営業者・営業地などの変更が無い場合、旧帖持参者は三分の一、旧帖遺失者は半額で交換する。営業地を変更する者は八割を、業種を変更する者は六割を捐輸させる。なお、府州県が私給していた牙帖は更新を認めない。

(6) 父子兄弟叔姪が故帖(使用されなくなった牙帖)を継承する場合には、重ねて捐輸することを免除する。

修正条項では、科則を細分化し、割引納入を導入するなど、牙行の実情に則した弾力的制度への変更が見られるが、注

目すべきは、從來府州県が独自に発給していた牙帖の通用を禁止したことである。從來の牙行制度は、戸部が各省に割り当てた原額に則り、布政司が牙行に司帖を無料で頒給し、州県が毎年牙税を徴収して全数起解することを原則としていた。しかし実際には、微細な牙税と比較すればはるかに多い陋規や、故帖を継承する際に書吏が要求する高額の手数料が存在し、これが州県の主要財源の一つとなっていた^③。州県が勝手に牙帖を給付することも行われていただろう^④。胡林翼は牙税や牙帖頒給に関連した付加的徴収の權益を州県から奪い、それらを牙帖捐として定額化・公認化し、省城の牙帖釐金総局及び沙市局・襄陽局に管理を委ねた^⑤。牙帖捐は州県の地方的徴収から、戸部が承認し省が直轄する臨時の国家財政に昇格したのである。これと並行して牙税の引き上げ、生監及び職銜保有者の牙帖取得解禁などの措置も実行された^⑥。なお、牙帖捐は国家財政に准じてはいるが、太平天国に対する臨時課税であり、本来なら反乱終息後廃止すべきものであるにもかかわらず、同治・光緒年間も引き続いて実施された。しかし漢口で牙行の流通統制が崩れ、廃業する者が続出したため、光緒二十五年（一八九九）、行首余能培らの請願により、今後は有力牙行のみを対象に捐換を行い、無力牙行については毎年額面の5%を一〇年間認捐（取引高に関係なく一定額の捐輸を納付すること）させるよう改められた^⑦。

釐金（貨釐）については、咸豐五年一月より省内各地に局卡が設けられ、抽取が開始された。胡林翼は釐金の徴収に紳士を登用し、胥吏の需索を排除した^⑧。こうして湖北では督撫の委員（差委官）と紳士が共同で釐金の運営を担うことになったが、これは「兩湖辦法」と呼ばれ、他省へも普及した^⑨。ここで注目されるのは、釐金が客商よりも牙行や舖戸を対象とした商税であった点である。咸豐七年（一八五七）、沙市では行店に対して商品取引額錢一〇〇〇文につき釐金一二文が抽収され、六・七月間には三六文に引き上げられたが、零星舖戸についても上・中・下三等則に区別して毎月錢六〇串から二〇串の認捐が実施されており、これらの釐金が商業を圧迫しているとの上奏があった。これに対し、胡林翼は、行店からの抽釐は一二文に固定されていること、舖戸からの釐金認捐も概ね行店の税率に準じた妥当な額であることを根拠に反論しているが、何れにせよ、釐金が沙市の仲買・小売商人から一括徴収されていたことは確かである。牙帖捐が牙行の営

業許可税であるとすれば、釐金は牙行・舖戸の取引税と見做すことができるだろう。^①

一方湖南でも、湖北とはほぼ同時期に巡撫駱秉章によって釐金・牙帖捐が導入された。先ず牙帖捐について。咸豐六年（一八五六）、駱秉章は胡林翼の章程を検討し、一応その有効性を評価した。ところが、これを直接湖南へ適用することには二の足を踏んでいる。その理由は、太平天国の兵乱により商業が衰退し、閉店した牙行が全省で二八〇余戸に達している厳しい状況の下で、この上牙帖捐を強行すれば破産者が更に増加することが危惧されたからであった。そこで彼は、現在旧帖を保有している行戸については、直ちに新帖への交換を強制せず、廢業牙行の故帖を繼承する者についてのみ、新章程に基づいて捐銀を納付させることにした。^② 湖南の牙帖捐は、既設の牙行には賦課されなかったのである。また彼は、牙税についても、引き上げを見送っている。^③

次に釐金について。咸豐五年五月、駱秉章は他省にさがけて長沙に釐金総局を、湘潭・常德・益陽など一六州県に分局を設置し、抽釐を開始した。また咸豐六年二月には、長沙に塩茶局を設け、郴州・宜章・臨武・岳州などの卡局にて茶釐・塩釐の徴収を始めた。^④ しかし彼は、釐金についてもあまり積極的ではなかった。咸豐八年（一八五八）四月、釐金擾累の杜絶を訴えた奏文の中で、彼は釐金の導入当初、その実効性についてかなり憂慮したと洩らしている。^⑤ そこで彼は、釐金局に紳士を登用して胥吏・市儈による陋規需索を防止するとともに、^⑥ 軍船・練勇を流通の拠点に駐留・巡回させ、客商らに釐金が治安維持のために役立てられていることをアピールするなどの工夫を凝らしている。^⑦ これらの施策は、湖南の釐金が客商から通関税として直接徴収されていたこと、市儈など仲介業者を通じた間接徴収は認められていなかったことを意味しており、湖北との相異を際立たせている。

それでは、何故湖南では牙帖捐の実施が事実上見送られ、釐金もまた客商から徴収されたのであろうか。ここで国家が規定していた両省の牙帖数及び牙税額を比較してみよう。先ず牙帖数について。乾隆四八年（一七八三）刊『戸部則例』巻六〇、関税、課程中、牙行額税の項に記載された牙帖額数は湖北九二四八張、湖南一一〇一張であり、湖北は湖南の約八・

表1 湖北・湖南の牙税額比較

出典	A 湖北省(両)	B 湖南省(両)	A ÷ B
康熙(29年)『会典』①	7,344	738.14	9.95
雍正(10年)『会典』②	999.14	742.64	1.35
乾隆(13年)『会典則例』③	2,775.634	1,035.216	2.68
乾隆(48年)『戸部則例』④	5,936.8	1,044.891	5.68
湖北・湖南通志⑤	7,975.1	1,007.214	7.92

- (註) ① 卷35, 課程4, 雜賦。
 ② 卷53, 課程5, 雜賦。
 ③ 卷50, 雜賦下。
 ④ 卷60, 関税, 課程中, 牙行額税。なお嘉慶『大清会典事例』卷195, 雜賦も同数値を載せる。
 ⑤ 民国『湖北通志』卷44・45, 田賦1・2及び光緒『湖南通志』卷50～53, 賦役, 田賦1～4に記載された各地の数値を集計。

四倍を占め、圧倒的優位を誇っている。次に牙税額について。表1は歴代の『大清会典』・『戸部則例』及び民国『湖北通志』・光緒『湖南通志』に記載された牙税額の推移を表したものである。牙税額でも湖北より湖南の方が低位であることが一見して読み取れるが、乾隆『戸部則例』記載の牙帖数と牙税額とを較べた場合、牙帖一張あたりの牙税額の平均値は湖北が約六錢四分、湖南が約九錢五分であり、負担率は湖南の方が高い。一方湖北省牙税額は、雍正期に一旦急減した後、徐々に復調しているが、激減時でも湖南省の一・三五倍あり、この差は再び開いてゆく。牙帖数や牙税額は国家が公定するものであり、必ずしも牙行の実態を反映するものではないが、水面上の部分を見較べるなら、湖南は湖北より牙行数が少なく、一行あたりの牙税負担率が高かったと言える。また、湖南には湖北の漢口や沙市に相当する巨大な流通拠点も無かった。駱秉章が牙帖捐や牙行による釐金包収(徴収請負)に消極的姿勢を示したのは、湖南における牙行の発達が湖北より相当低水準であったからなのである。

ところが咸豐一〇年(一八六〇)、曾國藩は湖南に東征局を設置し、釐金の増徴を断行する。現地に在ってこの困難な任務に従事したのは、湖南巡撫毛鴻賓であった。毛鴻賓は、湖南省の生産力の低位性を認めた上で、廉正な委員・紳士に経理を委ね、胥役の中飽を防ぐという駱秉章の方法を徹底させることにより、徴収効率を高めようとした^⑧。同治初には、釐金局の運営を地方官に移管すべしとの議論がもち上がったが、これに対し彼は、①地方官の業務が増加する、②州県衙門と釐卡が離れているので、丁胥に管理を委ねざるを得ない、③徴収者と監察者が同一人物になるので、経理の不備や不正がチ

エックできない、④胥吏が一旦釐金からの陋規を生活費の一部に組み込んでしまうと、将来釐金を廃止することができなくなる、という四点の弊害を列挙して強く反駁した。毛鴻賓は新たな財源を開拓することはなかったが、駱秉章の「官紳併用」策は堅持し、「兩湖辦法」を定着させた。東征局は太平天国の終息により、同治四年（一八六五）に廃止されている。

咸豐年間、太平天国に対する軍事費の急増に直面した湖広兩省は、他省にさきがけて全省規模の釐金・牙帖捐を導入した。但し、兩省の実施状況を比較すると、そこには微妙な相違が見られる。湖北では、釐金の他、牙帖捐を積極的に推進したのに対し、湖南では、牙帖捐が事実上見送られ、釐金についても仲介業者の徴収請負は認められなかった。兩省間における釐金・牙帖捐政策の隔たりは、商品生産や流通の発達水準の差異に起因するものと思われる。清代湖北では、省東部を中心に、棉業を基礎とした商品生産が展開し、地域経済圏を形成しつつあったのに対し、湖南は、概ね江南や湖北への主穀供給地域に止まっていた。一方、湖北より更に商品生産の発達した江南では、同治二年（一八六三）、李鴻章により牙稅改革が実施されたが、湖南と同様商品生産の遅れた安徽や江西では、実施が確認できない。太平天国という事件を契機としたにせよ、江南や湖北など経済的先進地域では、牙行を媒介とした商業・流通への課税は時代の趨勢だったのである。

釐金や牙帖捐は一時的に国家財政を潤したが、流通への広汎な課税は、商人層のみならず民衆にも負担を強いるであろう。間接税の導入は直接税の減税によって相殺しなければ、糧戸の支持を得ることはできない。それ故、胡林翼や駱秉章は、釐金・牙帖捐の新設とほぼ同時に、田賦・漕糧の負担減と平準化に着手する。次に兩省における賦税改革について考察しよう。

① 光緒『大清會典事例』卷二四一、釐税。

② 「附陳奏通部章招商試辦牙帖以助軍餉片」咸豐六年三月一七日（『胡

文忠公政書』卷一）。

③ 「はじめに」註④、拙稿。胡林翼も湖北の現状について

臣訪查積弊。有一帖費至数百金或千金者。忘公徇私。比比皆是。であると述べている。民国『湖北通志』卷五〇、權税、牙帖税捐。

④ 江西の事例であるが、嘉慶二年（一八一七）、興国県知県が蕭有鳳なる者に發行牙帖を頒給したところ、県民の反対に遭い、結局蕭が自

発的に牙帖を破棄するという事件があった。同治『興国県志』巻一〇、田賦。

⑤ 民国『湖北通志』巻五〇、權稅、牙帖稅捐。

⑥ 同右

至湖北牙稅。向章稅率頗輕。經部議加增。殷實良民。並生監、職銜人等。取具隣佑切實互保各結。均准一体捐充。以広招徠。

⑦ 同右

光緒二十五年。湖広總督張之洞。派員会同夏口岸同知。確查漢口行戸牙帖。旋由行首余能培等稟稱。漢鎮商賈輻輳。頂冒朋充。在所不免。現在商力彫敝。若概令繳回換新。勢必紛紛閉歇。市面大有妨礙等情。復經切實開導。始獲認定有力之行。照章請領更換。其實在無力者。暫緩請領。按照五釐認捐。以十年為限。

⑧ 「附陳委派正紳勸捐收釐以資軍餉片」咸豐六年九月一日（『胡文忠公政書』巻一）。

⑨ 「はじめに」註⑩、林。

⑩ 「遵旨查覆沙市釐金情形疏」咸豐七年十一月九日（『胡文忠公政書』巻三）。

⑪ 四川省重慶（巴縣）でも、釐金は牙行によって包収されていた。「はじめに」註④、拙稿。

⑫ 「勸捐牙帖酌議變通辦理摺」咸豐六年七月二日（『駱文忠公奏議』巻八）

査。湖南連歲軍興以來。地方疊遭蹂躪。民情極為凋敝。兼之上下游。湖北・江西。隣氛未靖。商賈不行。多半歇業。現在各屬牙行懸欠者。共有二百八十餘戸。召募無人頂補。若令旧帖之商。一律交銀。更換部帖。不但事涉紛更。且恐商力疲乏。無貨交納。歇業之戸更多。殊於額稅。大有碍碍。應請領有旧帖各行戸。准其照常開設。毋庸更換。以示体恤。此後遇有事故歇業。請帖頂補者。概令遵照新章。按

則捐銀辦理。

⑬ 同右

每年稅銀。照旧完納。

⑭ 光緒『湖南通志』巻五九、權稅。

⑮ 「源陳湖南籌餉情形摺」咸豐八年四月二三日（『駱文忠公奏議』巻一二）

抽釐之舉。臣於試辦伊始。亦深懷疑慮。恐其奉行不善。適以擾民。

⑯ 「保拳塩茶釐金兩局出力官紳摺」咸豐八年四月二三日（『駱文忠公奏議』巻八）

臣飭其隨同裕麟。体察各處商情。酌議章程。……倣唐臣劉晏委用士流之意。屏退吏胥。市儈。訪沢廉幹士紳。資以薪水。令其隨同委員。赴局辦理。

⑰ 前註⑮

其客貨經由之地。水次分泊師船。陸路派撥練勇。令其就近。往来巡護。其商賈輻輳之區。專駐水陸練勇。以資鎮壓。俾知出釐金。以少佐軍儲。即可藉釐金。而保全資本。

⑱ 「湖南茶葉落地稅請照通商條款徵收子稅摺」同治元年二月二日（『毛尚書奏稿』巻五）

湖南窮僻省分。向与広西・貴州。同為瘠壤。而用兵較劇。籌餉較多。……所設釐局。体察情形。不拘一例。選派廉正員紳。分別委任收支一掃實際。資成府庫。以稽查彈压之力。毫不假手丁胥。以清流弊。湖南財賦。較広東・浙江。爭差百倍。而釐稅一項。所得反較多者。此其効也。

⑲ 「湖南釐金局卡照旧辦理疏」同治二年二月（『湖南釐務彙纂』巻一、奏案一、釐金）。

⑳ 拙稿「清代湖広の水稲作と棉業」『史林』七〇巻六号、一九八七年。
㉑ 拙稿「清代江南の牙行」『東洋學報』七四巻一・二号、一九九三年。

二 地方的徴収の整理

咸豐年間、財政再建に着手していた各省督撫がまづ先に整理の対象としたのは、民衆にとって重負担であるにもかかわらず国家財政には全く寄与していない地方的徴収であった。ここでは地方的徴収の裁革を中心とした所謂賦稅改革の実施状況について、湖北・湖南及び兩省と比較するため江西の三省をとりあげ、検討する。

(1) 湖北省の賦稅改革

湖北省で賦稅改革を断行したのは、釐金・牙帖捐を導入した胡林翼であった。咸豐六年（一八五六）当時、同省では太平天国に対する軍事費を捐輸・牙帖・釐金に依存していたが、陋規や私収が横行し、徴収効率は低かった。そこで胡林翼は、先ず官場での規礼応酬慣行を嚴禁しなくてはならないと痛感した。^①この認識は、次いで漕運にも適用される。咸豐七年（一八五七）一〇月、彼は、湖北では漕弊が深刻化しており、一石あたりの折価（貨幣換算）が少ない州県でも錢五〇六串、多い州県だと一八〇九串に達している状況を報告し、その原因を胥吏の陋規需索・官僚の規礼饋送体系に求めた。浮収を禁止し、民間の負担を軽減するためには「冗費」即ち陋規・規費を革除しなくてはならない、というのが彼の出した結論であった。^②

咸豐帝の裁可を得た胡林翼は、示諭して、①従来道府や各級衙門が授受していた漕規や房費・差費などの規礼饋送を禁止する、②糧戸から由單・串票・様米・号錢などの名目で需索されていた陋規を禁止する、と命じた。^③同時に、糧差の浮収を黙認した署荊門直隸州知州の解任を上申し、地方官の綱紀肅正を図っている。^④

だが、これまで陋規需索・規礼饋送慣行が必要悪として黙許されてきたのは、胥役・官僚への給与や行政経費が固定的かつ過少に設定されていたからであり、これを完全に廃絶することは不可能である。そこで彼は、漕糧（咸豐三年より折銀）

を制錢で折価する際、州県の必要経費をある程度含めて徴収することを認めた。咸豐八年（一八五八）六月に制定された湖北省漕務章程を要約すると、次のようになる。^⑤

- (1) 糧道に各州県の徴収実数を調査させるとともに、在地の紳耆に納得のゆく折価額を公議申請させる。申請定額が妥当であると判断されれば、巡撫がそれを公認する。折価額は每石錢四〇〇〇文から六五〇〇文の範圍内に収斂させる（各州県の定額は表2に列記）。州県が定額を超えて徴収することを嚴禁するとともに、各郷に改定章程を勒石して、広く告知させる。
- (2) 北漕の兌運費は、当面道庫に収貯し、軍餉に充当する。
- (3) 南糧の折解折放余銀は減額して帰公する。
- (4) 漕糧・南糧の水脚費は減額して帰公する。
- (5) 州県の冗費を全廢する。これまで糧道とその属僚は、毎年百數十兩から千数百兩もの漕規を饋送されていた。司道府庁の書吏も、数十兩から数百兩の房費・年規を受け取っていた。州県の書差は、辛工・飯食・紙張などの名目で陋規を需索しているが、その大半は上級官吏へ饋送しているのである。そこで浮収を嚴禁するためには、先ず一切の規札授受を裁革しなければならない。
- (6) 州県は漕糧を全額徴収し、懸空（欠損）を出してはならない。

以上六条の内、最も重要なポイントは(1)と(5)であろう。胡林翼は(1)で、州県の必要経費を漕糧から徴収することを一定の範圍内で認めている。そして漕米一石あたりの折価額を糧戸層の代表者と見做される紳士耆老らが自主的に算定し、これを彼が認可するという過程を踏むことにより、在地有力者との合意形成にも配慮がなされたのである。一方彼は(5)で、州県の上級官庁への規札饋送を全面的に禁止している。州県の行政経費を漕糧折価の中に組み込み、規札饋送体系を破壊することによって胥役の需索を押さえ込み、その結果として糧戸の負担が大幅に軽減され、徴税効率を向上させるというのが、湖北省賦稅改革の骨子であった。

それでは、胡林翼の政策はどの程度支持され、どの程度効果を發揮したのであろうか。従来の賦稅改革研究は、政策実

表2 湖北各州県の漕糧折価額

府	州	県	折価額(文)	地方志の記載
武昌府	江夏	武昌	6,500	同治志, 卷3
		武寧	4,400	光緒志, 卷4
		咸寧	5,500	光緒志, 卷4
		嘉魚	5,500	記載なし
	蒲圻	蒲圻	5,000	同治志, 卷2
		崇陽	4,000	同治志, 卷4
		城州	4,000	同治志, 卷8
		通山	4,100	記載なし
漢陽府	漢陽	漢陽	5,000	同治志, 卷8
		漢川	4,200	同治志, 卷10
		黃陂	5,800	同治志, 卷4
		孝感	5,800	光緒志, 卷3
		沔陽	4,000	光緒志, 卷4
黃州府	黃岡	黃岡	4,500	光緒志, 卷4
		黃梅	4,500	光緒志, 卷15
		蘄州	4,500	光緒志, 卷5
		蘄羅	4,500	光緒志, 卷4
		蘄水	4,500	光緒志, 卷4
		蘄廣	4,500	同治志, 卷3
安陸府	潛江	潛江	5,000	光緒志, 卷9
		天門	5,000	—
德安府	安陸	陸夢	5,600	記載なし
		雲夢	5,800	光緒志, 卷2
		應城	5,800	光緒志, 卷3
		隨州	6,500	同治志, 卷10
		應山	6,500	同治志, 卷16
荊州府	江陵	江陵	5,000	光緒志, 卷12
		公安	5,000	同治志, 卷3
		石首	5,000	同治志, 卷3
		監利	5,000	同治志, 卷4
		松滋	4,500	同治志, 卷3
荊門州	荊門	門州	4,800	咸豐志, 卷1
		当陽	(4,400)	同治志, 卷4

(註) 折価額は本文註⑥所載の数値に拠る。但し当陽県については、胡林翼の奏文に記載がない。カッコ内の数値は、同治『当陽県志』所載の数値である。また天門県については、咸豊以降刊行された地方志が現存しないため、記載の有無は不明。

咸豊七年の湖北漕糧改革は、同治・光緒年間に刊行された州県志の大半に記録されている。表現はそれぞれ異なっているが、胡林翼の認定した折価額と州県志に記された数値とは一致する。表2は、各州県の折価額と地方志の記録の有無をみる。

施者側の遺した史料からその成否を論じる傾向が強く、州県や在地社会の反応については、殆ど検討されてこなかった。だが、督撫側の史料だけから成果を判断することは危険である。州県や民衆の反応を直接知る手掛りは残されていないので、本稿では地方志の記載に依り、間接的アプローチを試みる。

地方志は州県官や在地知識人が中心となって自発的に編纂する書物であり、基本的なパターンはあるが、記述のスタイルや精度は一定ではない。しかし清末の州県志は点数が多いので、ある程度の傾向性は読み取ることができるだろう。多数の地方志に改革の記述が残され、現地の動向が具体的に描かれているものも少なからず存在するなら、改革の実効性の高さが裏付けられるであろうし、逆に記述が乏しく画一的であれば、改革が在地レベルでは空文化していた疑いが持たれる。

を示したものである。一見して明らかのように、大多数の有漕州県では地方志の中でも漕糧改革について触れており、関心の高さが窺われる。^⑥

それだけではない。多くの地方志は胡林翼の告示を要約するにとどまっているが、中にはオリジナルな事象に触れているものも存在する。光緒『羅田県志』によれば、同県では改革により漕弊が一掃され、人民は大いに喜んだが、太平天国終息後、本色徴収に復帰させる方針が出されると、官民はこれに強く抵抗した。同治末の知県管貽葵は、もし本色に戻されるのであれば、官紳が共同で督撫に陳情し、麻城や黄安に倣い再度折色に変更して貰うべきだと書き遣している。^⑦漕糧改革が糧戸から強い支持を受け、知県もこれに賛同していることが読み取れる。但し、隠田などが新たに課税対象となる土地丈量に対しては、糧戸は反発した。同治『監利県志』によれば、胡林翼は咸豊七年、減漕と併せて丈量を断行しようとした。しかし清丈は悪政と見做され、数か月を経ても実施に移すことができなかった。翌八年、知県吉雲樵は城内に総局を設置し、郷紳を招聘したが、出仕する者はいなかった。^⑧同県の清丈は結局強行されるのであるが、胡林翼が清丈を指令したことは彼の上疏や他の地方志には見られないことから、全省的には殆ど計画倒れに終わったものと考えられる。

咸豊七年、巡撫胡林翼による、湖北有漕州県での漕糧の銭納定額化政策は、ほぼ全ての州県志に記録が残されていることから、成功したものと判断される。土地丈量との併用も試みられたようであるが、これは失敗した。漕糧折銭は太平天国以降も堅持されていることから、胡林翼の改革で漕糧の付加徴収に基づく規礼饋送体系はその存在意義を失い、概ね革除されたものと考えられる。こうして糧道や知府などの既得権益は大幅に縮小され、民衆の負担軽減によって釐金の徴収が容易になり、督撫による財政集権化が始まるのである。^⑨

（2）湖南省の賦税改革

一方湖南省では、巡撫駱秉章により、湖北に若干先行して賦税改革が実施された。その対象も、漕糧にとどまらず地丁

をも含めた包括的・本格的なものであった。先ず改革の推移について概見しよう。

咸豐五年（一八五五）、駱秉章は有漕の州県に漕規（漕糧徴収における陋規）の裁汰を命令した。しばらくして湘潭県の舉人周煥南らが布政司に呈請し、錢糧徴収章程の制定を求めた。布政司は彼らを湘潭県に送還したが、彼らは次に巡撫に呈請し、布政司・糧道に章程の審理を指示して欲しいと懇願した。同年一〇月、周らは再度巡撫の許に赴き、地丁額徴一兩につき実徴を一兩四錢に、漕米額徴一石につき折銀三兩（内訳は漕米折銀一兩三錢、軍餉一兩三錢、帛費用四錢）に定額化する改革草案を提出した。駱秉章はこれを湘潭章程として公認するとともに、錢漕の完納を命じた。その後、長沙や善化でも章程請願の気運が高まったが、署善化知県謝廷榮は差役を遣わし、これを阻止した。そこで善化県の紳民十余人は、一二月一日夕刻巡撫衙門に到り、謝知県が差役を使って妨碍したことを直訴した。一二月三日、今度は糧道謝煌が来庁し、たとえ地丁・漕糧を減額しても完納することは不可能であろうし、湘潭章程のように一定の付加徴収を公認することは、戸部則例に違反することになると難詰した。これに対し駱秉章は、減額しても完納できないのなら、増額即ち陋規を黙認したままでの原額徴収を継続すれば、尚更完納できないはずであり、もしここで減賦を実施しなければ、本年の錢糧は分釐も集まらないであろうと反論した。この時、糧道と按察司は兼任であったので、駱秉章は謝煌を按察司專管として財政問題から遠ざけ、糧道には別人を充てた。また、善化知県謝廷榮は解任された。五日、謝煌は再び来庁したが、駱秉章は彼と会見しなかった。その後、長沙・善化・寧鄉・益陽（以上長沙府）・衡陽・衡山（以上衡州府）の各県では、湘潭に倣って錢漕章程が呈請され、各々駱秉章により認可された。なお、湘潭県の舉人周煥南は、手弁当で各郷を遍歴し、駱巡撫の御恩に報いるべく我々も錢糧・漕米を完納しようと同郷に呼びかけたので、湘潭県では一二月中に錢糧一〇万兩が納付された。

——以上が錢漕章程導入に到る経緯である。^⑩

錢漕減額・章程制定に対する各人の反応は、それぞれの利害を反映して、大きく異なった。巡撫は軍餉の確保という焦眉の課題に対処するため、無制限の陋規需索を禁止し、糧戸が受容できるレベルまで額外徴収を圧縮しようと図った。こ

れに対し、規礼饋送による利益を削減される糧道や州県官は、強く抵抗した。一方、在地郷紳層はこれを歓迎し、周拳人のように自ら民衆の説得に当たる者もいた。巡撫が郷紳層と手を握り、民衆との合意形成を図る一方、地方官の妨害を排除することで賦税改革は実現したのである。

各県で章程が軌道に乗ったことを確認した駱秉章は、咸豊八年（一八五八）四月、錢漕整理を上奏した。^⑩ここで彼は、州県は廉俸が少なく、錢漕からの陋規・規礼徴収により公私の必要経費を賄わねばならない現状を直視し、地方的徴収の全廃には参成しない。さりとて、国家の側から浮収を組み込んだ実徴額を設定すると、地方官や胥吏は、新規定額の外で更に陋規を付加する恐れがある。そうこうするうち、各県の士民が自ら実徴額を呈示してきたので、妥当な案についてはこれを承認し、官民の一方に偏した案については駁回し、適切な額に修正させて認可した。こうして数か月で章程が制定された。^⑪これが上奏の要旨である。官民が合意できる額で新基準を自発的に決定させたことが、駱秉章の賦税改革を成功に導いた主因であることが、ここでも確認される。この方法は、胡林翼の湖北漕糧改革でも踏襲された。なお、湖南でも同治初頭、漕運の再開に伴い、漕糧の本色徴収への復帰が企てられたが、時の湖南巡撫毛鴻賓はこれに反対し、駱秉章の改革路線を堅持した。^⑫

駱秉章の改革は、糧戸・郷紳層からは支持を得たが、地方官からは反発を受けた。次に湖北の例に倣い、地方志の記述から各地の実施状況を検討しよう。

長沙府では、駱秉章の挙げた湘潭・長沙・善化・寧郷・益陽五県の他、醴陵県でも錢漕章程制定の記録が残されている。衡州府では、衡陽県志には記録があったが、衡山県志にはなかった。湖南ではこの他、改革について触れた地方志は見当らなかった。

湘潭県では、従来知県が漕規・漕館などの陋規を徴収し、知府・糧道に歳規として毎年六〇〇両、同知以下にも勢力に応じて数両から百両を饋送していた。丁役・胥隸もまた、解費・房費など必要経費の他、様々な陋規を需索していた。か

かる重負担に対し、既に道光末、陶恩培によって浮収の禁止が要請されたが、駱秉章の改革により実現を見た。更に光緒一〇年（一八八四）、知県李元善・沈錫周により「結糧」が廃止され、賦税改革は完了した。^⑭

湘潭章程に次いで、長沙・善化でも章程が制定されたが、これに続いて寧郷でも、生員黃甫山・拳人楊文鵬らの運動により錢漕整理が実施された。^⑮ 翌咸豐六年（一八五六）には、運動は益陽にも飛び火し、唐晋らが先行四県に倣って章程の制定を請い、認可された。^⑯ 醴陵でも、道光年間より匡光文が漕弊を訴えていたが、駱秉章の改革指示後、生員劉雲輝らが章程の制定を請願し、認められた。なお、改革は一時的に中断したようであるが、同治三年（一八六四）、巡撫譚世臨が再度各県の章程を復活させ、減賦を実施している。^⑰ 衡陽は漕糧が少ないため、浮費も湘潭の十分の一以下であったが、駱秉章により定額化が断行された。^⑱

その他の州県では、地方志に錢漕の定額化が行われたという記載がない。しかし、咸豐三年（一八五三）太平天国による漕運の停止に伴い、駱秉章が漕米一石を銀一両三錢に折価したことは、多くの地方志に記録されており、史料としての信頼性は決して低くない。やはり賦税改革の実施は、長沙・衡州両府下の七乃至八県に限られていたと考えるべきであろう。

なお、常德府武陵県では、兵穀五〇〇〇石が賦課されていたが、道光年間に胥吏の需索が激しくなり、地丁一両につき錢七〇〇〇〇文が攤派されるようになった。そこで道光二八年（一八四八）、王文嵐・楊秀閔・陳鴻業らが相次いで每両錢二〇〇〇文への引き下げを訴え、咸豐二年（一八五二）、知県胡鏞により実現された。咸豐四年、太平天国の擾乱で条例は紛失したが、咸豐八年、知府彭汝琮の請により、巡撫駱秉章・布政使文格が再度浮収を裁革した。^⑲ 賦税改革とは直接関係のない事例であるが、地方的徴収は道光頃から様々な場面で深刻化しており、駱秉章もそれらの整理に積極的姿勢を示していたことが窺われる。

胡林翼も駱秉章も、釐金や捐輸など新たな国家的徴収を推進するためには、先ず地丁・漕糧など既存の徴税に付着した陋規需索・規礼饋送体系を整理しなければならないと認識し、太平天国に対する軍餉確保を楨杆として、湖北・湖南両省

で賦税改革を断行した。その内容は、両省とも、錢漕に付随する各種の陋規を廃止し、郷紳の協力を得て各州県で地方的経費を含めた現実的な賦課額を公定させることであった。両省の改革を比較すると、湖南が湖北に先行しており、湖北が漕糧に限定したのに対し、湖南は地丁・漕糧とも改革の対象にしている。しかし、地方志の記載からその実施状況を検討すると、湖北改革が省内有漕州県のほぼ全てで確認できるのに対し、湖南改革は省城近郊の七〇八県でしか確認できず、湖北より不徹底であったと言えよう。湖南省周辺部での地方的徴収の整理は、光緒以降に持ち越される（第三章で詳述）。

（3）江西省の賦税改革

湖北と湖南との相違をより明確にするため、ここで湖南より商品生産が更に遅れていたと想定される江西の賦税改革について検討しよう。江西では咸豐十一年（一八六一）九月、太平天国の勢力を駆逐した後、両江総督曾國藩が湖広の例に倣い、地丁・漕糧の減額と折価を実施した。折価額は全省画一で、当初は地丁一兩につき折錢二四〇〇文、漕米一石につき折錢三〇〇〇文に設定されていたが、同治元年（一八六二）錢価の下落により折銀化され、地丁一兩を実徴銀一兩五錢に、漕米一石を折銀一兩九錢に改められた。その後銀価が低落したので、再度折錢徴収に戻された。^② それでは、これらの政策は、州県レベルで実行に移されたのだろうか。

江西省には同治末頃に刊行された地方志が多数存在し、改革の成否を検証する重要な指標となり得る。ところが、調査総数八九点（同治志七四点、光緒志一〇点、民国志五点）のうち、改革について触れているものは約四分の一の二三点、府志及び一県二志の重複事例を除くと僅か一八州県志に過ぎず、地域的にも分散している。また、他の地方志の記述をそのまま転載するだけのものも多く、鄱陽県志と万年県志は同文、臨江府志・清江県志・新淦県志・新喻県志・貴溪県志・広豊県志・廬陵県志（同治志・民国志）・永豊県志も同文（但し新喻県志のみ若干異なる）である。湖広とは異なり、賦税改革が全省画一的に実施されたため、他志からの引用はある程度起り得るかもしれない。ところが不思議なことに、折錢・折銀の実

表3 地方志から見た江西賦税改革

	咸10	咸11	同1	同2		同6	同7		同12~
南 昌 府 志									
南 昌 縣 志									
新 建 縣 志									
奉 新 縣 志									
鄱 陽 縣 志 ^①									
德 興 縣 志									
貴 溪 縣 志 ^②									
湖 口 縣 志									
南 豐 縣 志									
撫 州 府 志									
臨 川 縣 志									
新 昌 縣 志									



折錢期



折銀期

(註) ① 万年縣志を含む。

② 臨江府志・清江縣志・新淦縣志・新喻縣志・
広豊縣志・廬陵縣志・永豊縣志を含む。

地方志の記述を手掛りに、実施状況を検討した。その結果、先行研究とは裏腹に、錢漕陋規改革が成功を収めた地域は、湖北省の大部分と湖南省の長沙近郊に限定されることが明らかとなった。湖南省のその他の地域と江西省では、改革は形骸化されたものと推定される。陋規の整理が成功した湖北省は商品生産の商品生産が未発達で、牙行の活動もあまり見られなかった。胡林翼の改革以降、

施年次は、地方志によって相当のばらつきがある(表3)。

そもそも江西の賦税改革は、折価額が全省一律で、督撫より一方的に通達されており、在地の糧戸・紳士層との合意形成は全くなされなかった。一方、湖南の改革でも見られたように、州県官は折価による浮収削減を好まず、消極的抵抗を行ったことは十分予想できる。地方志にあまり記録されず、数少ない記載についても施行時期の誤差が大きいことは、とりも直さず、曾國藩の改革の指示が州県レベルでは空文化され、実行に移されなかったことを意味しているものと考えられる。

以上、長江中流域三省の賦税改革について、

湖北ではもはや地方的徴収の整理が課題に上ることとはなくなった。光緒初頭、山西巡撫・兩広総督在任中、山西・広東で差徭や陋規の軽減、規礼饋送体系の革除、省財政からの公費支給などの財政改革を指令した張之洞も、湖広総督転任後は、鄭陽・宜昌・施南三府に対し、地方行政経費として支給される「公款」③以外に所屬州県より「公費」・「小費」の名目で規礼の饋送を受けることを嚴禁したのを除けば、地方的徴収に関する改革を実施していない。これに反し、湖南では光緒以降も大半の地域で地方的徴収が残存し、再度の改革を必要としていた。

- ① 「敬陳湖北兵政吏治疏」咸豐六年二月三日（『胡文忠公政書』卷二）
 又如軍餉浩繁。不能不取給於捐輸・牙帖・饋金。以資小補。報捐則有踰堂費見之弊。牙帖則有勒索之費。饋金則有私設之費。其所徵於公者薄。其所取於民者厚。……臣愚以為。必應嚴禁官場应酬陋習。
 ② 「革除漕務積弊並減定漕章密疏」咸豐七年一月一日（『胡文忠公政書』卷三）
 惟定湖北漕弊。浮取之重。實由於冗費之多。……其徵收折色。每石折取錢。或五六千。或七八千。或十三千。或十五六千。竟有多至十八九千者。……而糧道有漕規。本管道府有漕規。丞倅尹尉各官。俱有漕規。院署有房費。司署有房費。糧道署及本管道府署書吏。各有房費。此冗費之在上者也。……各州縣雖勒折浮取。間有所得半。皆耗於上下冗費之中。……東南數省。積弊相同。而湖北則幾有不可挽回之勢矣。……竊謂。欲禁浮取。當先革冗費。

また、同日「奏陳鄂省尚有心辦緊要事件請俟九江克復再行率師下勦疏」（『胡文忠公政書』卷三）でも、同様の状況を開陳した後

上下衙門陋規浮費。一概革除。
 と決断している。なお、前者密疏に
 咸豐三年。因湖広漕船停運。部文令愛備解部。每石折銀一兩三錢。とあるように、太平天国により途絶した漕糧は銀納に変更されたが、

- 州県が糧戸より徴収する際には現地通貨たる錢で徴収されていた。
 ③ 「請旨革提違章徵收之知州疏」咸豐七年二月六日（『胡文忠公政書』卷三）
 旋与司道。督同武漢兩府。悉心籌議。將通省漕務。通盤核算。刊示曉諭。所有道府漕規及上下各衙門一切房費・差費。概行革除。所以清弊之源也。……所有由卓・串票・樣米・号錢一切浮費。概行禁革。所以杜弊之流也。

- ④ 同右。
 ⑤ 「奏陳漕務章程辦有成效疏」咸豐八年六月二十六日（『胡文忠公政書』卷四）。

⑥ 以下の地方志は、漕糧改革についての具体的記述はないが、新章程が制定されたことは認めている。同治「嘉魚縣志」卷二、賦役・漕糧実征数

同治元年。藩憲・府憲批飭官紳議定徵收章程。

同治「大冶縣志」卷四、田賦・漕米

近因兵警。河道阻隔。遵奉新章。大加刪減。折解糧憲庫彈収。

光緒「羅田縣志」卷四、民賦・隨漕

……於是奏定新章。改議折色。一時弊絕風清。楚之民皆利賴之。而吾羅之感德惟尤甚。……方今海內大定。運道流通。迭經大部催征本

色。急如星火。雖蒙疆吏通年請緩。終難久長。一旦規復旧章。征解本色。民之不便。弊又叢生。可勝道哉。羅田本茲爾邑。漕數無多。倘他時旧制復興。得官紳提獎陳情。願皇上憲奏請。比做麻〔城〕。〔黃〕安兩邑情形。准予折色。永遠通行。此誠所謂一勞而久逸也。……知縣事昆陵管貽奏謹識。

⑧ 同治「監利縣志」卷四、田賦

咸豐七年冬。邑侯吉雲撫沔任。奉胡中丞檄減漕。便民征收。隨飭清查糧畝。其弊愈滋。經數月。不得要領。咸豐八年春。奉中丞札飭清丈。吉公乃於城內。設立總局辦理。因事關重大。延請諸公。皆莫能致。

⑨ なお、ウィリアム・ローは、地域社会論の視点から胡林翼の牙行制度改革を取り上げ、これを地方行政の「民営化」、即ち国家から地域社会への行政権委譲と捉える。しかし元来、在地社会の民生的業務が専制国家財政に占める地位は補助的であり、清代後期以降でも財政の主要部分を占める権力的業務（主として軍事支出）については「民営化」は見られない。ロー自身も、独自の権力機構を有する中世西欧の自治都市と清代後期の商業都市との相違については認識している。規札傾送体系を遮断し、郷紳・商紳層を媒介として督撫が人民を（中間の地方官僚や胥役を経由せず）直接掌握しようとした胡林翼の財政改革は、督撫権力を核とした新しい国家支配の再編過程と見做すべきである。William T. Rowe, *Hankow: Commerce and Society in a Chinese City, 1796-1889* (Stanford U. P., 1984).

⑩ 『駱文忠公年譜』卷上、咸豐五年。

⑪ 第一章註⑤、「滌陳湖南籌餉情形摺」。駱秉章は同摺で、湖南の軍餉を充実させる策として「釐剔錢糧宿弊」と「杜絕釐金擾累」の二案を取り上げ、検討している。

⑫ 同右

州県廉俸無多。辦公之需。全賴錢漕陋規。稍資津貼。……如必尽革州県陋規。絲毫不可多取。則辦公無資。廉議者。無所措其手足。其不肖者。反將以此藉口。別開巧取之端。更為國計民生之害。如必明定章程。許其每銀一兩。每漕一石。收銀若干。又恐官吏視為定章。久之或於定章之外。復有增加。弊与今等。……正歸諸間。適各県士民。紛紛赴省具呈。自擬款目。以為征收之準。臣察其官民相安者准之。未協者駁之。俟其適中。而復准之。數月之間。大致略定。

⑬ 「湖南漕糧勢難微解本色摺」同治元年六月二十四日（『毛尚書奏稿』）卷六。

⑭ 光緒「湘潭縣志」卷六、賦役

官吏既并資於漕。上司因亦饒借之。加以賦索。而有漕規・漕館・辦漕諸規。本府及糧道裁規。各六百金。道府同官漕館。以百數。各視勢。分為輕重。多者百金。少必數兩。至於丁役・胥隸。咸有分潤。一漕至三四千金。解費・房費。不在此數。漕口所分。亦數千金。辦漕書吏。費以万計。……道光末。有陶恩培請禁加徵。及今漕餉已清釐。而畧令李元善・沈錫周。復革罷結糧。賦役之微悉除。

なお、李元善は光緒一〇年署任、沈錫周は同年署任。

⑮ 同治「長沙縣志」卷八、賦役、田賦、咸豐五年更定章程、光緒「善化縣志」卷八、賦役、蠲政、咸豐五年。

⑯ 同治「寧鄉縣志」卷一〇、賦役、新章

咸豐五年乙卯十一月二十三日。生員黃甫山等稟詞。悉照漕規。以急籌餉事。……業經湘潭畧余陳。請示准行在案。現在報解源源。一月余。完納五万兩。從來錢漕。未有踴躍如是者。既而長善又做漕規。亦經俯允。至寧邑。与漕毗連。事經李人楊文賜等。以余陳請示具稟。……寧邑錢漕。悉照湘潭完納。

⑰ 同治「益陽縣志」卷五、田賦

錢漕積久弊生。咸豐六年。邑人唐晉等。做照漕寧長善。条列章程。

稟請巡撫駁棄。批飭行県。

⑬ 民国『醴陵縣志』第三章、政治、賦稅

……於是有道光間。県人匡光文訟漕之案。

⑭ 同治『醴陵縣志』卷三、賦役、新章

按。湖南錢漕。積弊最深。咸豐之初。東南用兵。南漕改折。駱中丞秉章。加意釐剔。并添陳奏。仍許各屬士民。擬各呈請。醴陵生員劉雲輝等。兩側稟請。蒙恩報可。自咸豐六年三月起。合邑遵行。其後同治三年。暉中丞世臨。復將各屬錢糧。照前駱中丞蠲減。酌留定數。彙列章程。奏請鑒碑各州縣大堂之側。重申厲禁。

⑮ 同治『衡陽縣志』卷三、賦役

……於是衡陽推歐陽柄銓。驟陳漕糧浮費。院司案之。比湘澧。不及十之一。然校律令。漕費多取。……駱秉章知。官吏私利。不可全奪。因鼎故例。斟酌為制。漕米一石。派淮關折錢百三十。更聽收辦公錢千九百。……

⑯ たとえば、光緒『湘陰縣志』卷二一、賦役、同治『湘鄉縣志』卷

三、賦役、同治『清泉縣志』卷四、貢賦、など。

⑰ 同治（二年）『武陵縣志』卷一六、田賦、兵穀

三 湖南における改革の継続

太平天国終息後も、湖南省の大部分の州県では、地方的徴収が未整理の状態であった。再度この課題に着手したのは、光緒初期の湖南巡撫卞宝第（光緒八年三月～九年五月、光緒十二年二月～十四年一〇月在任）であった。

光緒八年（一八八二）湖南巡撫に着任した卞宝第は、湖南省各州県で書差の需索が深刻化していることに注目し、早速その整理を命じた。^①その後、衡州府からの報告によると、衡州にはこれまで額外の書吏・差役が多数存在し、訴訟の取り次ぎに際し法外な手数料を徴収する「伝詞」、架空の土地売買を捏造し、意図的に良民を脱税者に仕立て上げる「漏税」、自

邑額穀五千石。……日久弊生。遂於地丁。每兩隨徵錢二百文。至道光間。猾胥勒取。竟有加至七八百文之多者。二十八年。王文嵐・楊秀閣・陳鴻業等。先後呈控。仍於地丁。每兩隨徵錢二百文。咸豐二年。知県胡鍾裁除存案。四年。賊擾。文卷不存。八年。知府彭汝琮復請。巡撫駁棄。布政使文格。批示嚴禁。隨徵驛革。民困以蘇。

⑲ 「はじめに」註⑤、夏・夏井、など参照。

⑳ 張之洞の山西・広東での地方的徴収の整理については、『張文襄公全集』に数多くの史料が残されている。なお、華北における財政改革については、稿を改めて論じることにした。

㉑ 『札郎宜施三府酌定公費』光緒十五年正月二十七日（『張文襄公全集』卷一〇二、公牘一七）

自光緒二十五年正月初一日為始。所屬公費・小費。一律裁革永禁。不准別立名目。再受屬員餽送一錢。如已送到者。即日退還首県供支。一併永遠禁革。不得再有需索。倘再有於已領公款外。重複收受屬県公費。及重複需索屬県供支情事。查出嚴行參處。

なお、郎宜施三府は湖北省西部山間に位置し、漕糧の賦課がなく、胡林翼の改革が及ばなかった地域である。

殺・傭い人の自然死・行き倒れの検屍に際し、殺人事件に発展させると脅迫して金銭を強要する「油火命案」など、様々な手を駆使して需索を行っていた。そこで下宝第は、書差の人員整理と陋規需索の禁止を知府に下命した。^②

省西部の辰州府や沅州府でも、差役は命案の押解費用を口実にした需索を行っており、下宝第は按察司に事実の究明を命じている。^③一方、沅州府では、黔陽県で前知県が多数の差役を廃止しており、現在復活を警戒しているとの報告が、知府より寄せられている。^④また、永州府でも、糧差の大幅削減と必要経費の支給により、錢糧納付における各種の浮収が革除されたと報告している。^⑤

周辺部だけではない。湘潭県では人命案件に関わる差役の需索を予防するため、「保安堂」と称する公局が設けられ、検屍に際する費用負担に備えていたが、「保安堂」の資金は按畝攤派されたため、糧戸にとっては却って重荷になっていた。^⑥この「保安堂」は、同治・光緒期四川省で盛んに設置された三費局とほぼ同じ性格の公局で、湖南省では岳州府平江県でも、同治一二年（一八七三）知県が「皆不忍堂」と呼ばれる類似の公局を設置し、丁胥夫役の人件費を支給している。^⑦湘潭や平江など省内の比較的先進地域でも差役の需索は激しく、公局を設けて負担の均平化を図らざるを得ない状況にあったようである。

下宝第は書差の陋規需索に対して厳しい態度で臨んだが、陋規の多くは上司に規礼として上納されていたから、官場の規礼饋送慣行自体を廃絶しない限り、末端での需索は容易に改まらない。道光・咸豊以降胥吏・衙役による不正規徴収が深刻化したのは、養廉銀の減少により地方官が地方行政経費の多くを陋規・規礼に依存せざるを得なくなったからである。そこで下宝第は、道府の規礼収受を禁止するとともに、州県錢漕の平余から公費を捻出してこれを支給するよう指示した。^⑧また、これに違反して規礼を要求した道府があれば、州県が直接督撫・布政司・按察司に訴えることを許した。^⑩

ところが、地方官の規礼饋送を禁止する反面、下宝第は自らの地方的徴収についてはこれを強化している。光緒一二年（一八八六）、淮安塩商源昌泰らは、湖南省各衙門に上納する岸費（陋規）が増加されたことを兩江總督曾國荃に訴え、これ

が下宝第の許に咨文で送られてきた。これに対し、彼は、省会である長沙・善化両県は上級官庁へ提供する差務が多いので、特に岸費の需索が厳しいのであらうと判断し、以後長善両県から上司への差務供应を禁止するとともに、各衙門の經費は基本的に自辦するよう指示した。一方、巡撫衙門が加徴した岸費四八〇〇兩については、二四〇〇兩を育嬰堂經費に回し、六〇〇兩を按察司に支給したのである。^⑩ 下宝第は岸費（陋規）需索を否定するどころか、一定の加徴を容認している。但し州県から上級衙門への差務（規礼）饋送は禁止し、自ら加徴した岸費の一部を按察司に支給するなどの措置により、經費不足を補填したのである。

下宝第は、駱秉章の錢漕陋規改革に引き続き、書差陋規改革を実施した。同じ頃、四川省では丁宝楨により、類似の財政改革が行われている。^⑪ 両者の共通点は、規礼饋送体系を寸断することにより陋規需索の必要性を否定したことであらう。それでは、地方衙門の行政費用は、乏しい正額存留銀の他、何によって賄われるようになったのであらうか。州県について見れば、湖北省では、漕糧折価の際に、州県の經費を織り込んで折価額を算定した。四川省では、三費局など独立した公局を育成し、公局の基金から吏員の人件費などを補填した。両省とも、督撫が郷紳層の支持をとりつけて、財政改革を推進している。ところが湖南省の場合、駱秉章の改革は、郷紳との合意を得たものの、僅か数県にとどまったし、下宝第の改革では、州県の行政經費については何ら手当てがなされなかった。一部の県では、知県が主唱して公局が設置されたようであるが、四川のように広汎に展開しなかったし、湘潭県保安堂のように、公局が却って苛斂誅求の具と化すことさえ起きていた。また、道府や布按両司について見ても、四川では省財政から公費を支給したのに対し、湖南では州県が徴収した錢糧の平余から公費を捻出した。省財政の脆弱な湖南省は、地方的徴収の一部を公認さえしたのである。そればかりか、巡撫自身も塩商からの陋規徴収を強化していた。総じて、湖南の財政改革は、湖北はもとより四川と比較しても不徹底であり、最後まで地方的徴収を廃絶することができなかった。

⑩ 「札飭衡州府翁守曾桂裁汰所屬書差」（下宝第『撫湘公牘』卷二）

照得湖南州県書差。積弊最深。本部院於光緒八年到任之初。即通飭

各属伝案。不得釐派多差。倘有差役擾累。准被累者赴上司衙門呈訴。并令抄札出示在案。

② 同右。

③ 「批辰沅道稟」(『撫湘公牘』卷二)

差役以命案解費為由。藉端詐索。事難保其必無。仰按察司。移飭該厅。勒伝王文煥到案。提集被控丁差。質訊明確。扼吏詳辦。毋稍徇延。

④ 「批沅州府鄧守天符稟」(『撫湘公牘』卷一)

查。黔陽縣差役。前經李守裁革甚多。誠恐日久又復恣肆。嗣後務須隨時查察。

⑤ 「批永州府稟」(『撫湘公牘』卷一)

斷不容書吏於正數之外。巧立名色。多取民間分文。至書吏辦公之資。自應由官酌量提給。以免藉口。……擬將糧書酌留百名。自己足敷辦公。其餘必令一併汰除。

⑥ 「札湘潭縣」(『撫湘公牘』卷二)

照得本部院風聞。湘潭地方。設立保安堂。每田一畝。派捐穀六升。……查沈令原稟。為命案相驗。差役多立名色。需索無數。遠近騷擾。故立保安堂章程。原為恤民起見。今輒以之擾民。殊與設堂本意不符。且沈令並未稟有按畝捐穀六升之設。何以派數如此之多。始於何人創議。

⑦ 「はじめに」註⑧、拙稿。

⑧ 光緒『平江縣志』卷一一、建置之公所、皆不忍堂

同治十二年。署知縣歐陽平。以下鄉勘驗命案。所帶胥役。僥從夫馬伙食。及招解費。向多取給於承案之役。役則駟索諸地方。擾累莫知所底。乃籌立斯堂。諭勸邑紳。向貴被捐錢千緡為學本。交同善堂紳董。經理生息。又擬各茶商。募義菜輪。酌抽錢文。助三堂善舉。於是經費足支。乃通牒大府。均奉批答。如議行。爰將隨帶丁胥夫役名

數。日給伙食錢數。並招解用數。開單交堂。立石作為定章。後遇此等案。即由堂照章給錢。毋許逾額。

⑨ 「札藩臬兩司」(『撫湘公牘』卷一)

照得道府養廉銀兩。自軍興以後。減成減平。所領無幾。以致署中延友之資。日用米薪之費。皆形竭蹶。不得不收受州縣節壽陋規。以資接濟。而陋規有干例禁。……本部院因思。陋規必須裁汰。公費必宜酌籌。擬仿照江蘇・江西・河南等省現行章程辦理。查州縣錢漕。均有平余。應酌量缺分之肥瘠。定公費之多寡。按季解送道府衙門。津貼辦公。所有節壽等項。永遠禁革。

⑩ 「批藩臬議改道府公費詳」(『撫湘公牘』卷二)

嗣後如再私相饋送。定即與受同科。從嚴參辦。倘有道府向所屬留難需索。准該州縣直揭督撫・兩司辦理。

⑪ 「札布按兩司善後局」(『撫湘公牘』卷二)

光緒十二年三月二十一日。准兩江總督部堂會咨開。擬湖南督銷局詳。擬淮南源昌泰等稟。提加各衙門岸費一案等因。到本部院。准此。查淮南源昌泰等稟。規復旧例。加增各衙門岸費。原為各衙門辦公起見。查長善兩縣。為省會首邑。治理極關緊要。乃長年供應上司差務。所費不貲。以致不能久於其任。吏屬有妨吏治。現在各衙門。既加岸費。所有內署屋宇。尋常歲修。以及添置器具。均即自行辦理。不得再由兩縣供心。又省城育嬰堂。經費支絀。應於本部院岸費加增四千八百兩內。提銀二千四百兩。捐作育嬰堂經費。由局交管堂委員領。余二千四百兩內。劃銀六百兩。加給臬司衙門。以為添置器具等用。

なお、ここでききなり育嬰堂經費が計上されているのは突飛な感じを受けるが、前出の「保安堂」や「皆不忍堂」と同様、この省城育嬰堂も差役の需索を予防するための機能を具有していたことは十分考えられる。因みに、清代後期江南で急速に普及した善堂も、慈善事業を目的としたものではなく、路斃浮屍の検屍における相驗費用の支辦を目

的としていた。これについては、統稿「清代後期江浙の財政改革と善堂」（仮題）にて詳述する予定である。

⑬ 「はじめに」註⑧、拙稿。

おわりに

かつて岩井茂樹は、清朝の財政構造について「国家財政は、その固い殻の表面に、どこかぶよぶよとして曖昧なところのある、しかもなくてはならぬ『私』『公』の財政を附着させている」というスケッチを描き、清末「収入、支出のいずれにおいても、従来の正項錢糧の項目の範囲外に出るものの比重が、爆発的に膨脹した」にも関わらず、「原額主義」原則に拘束された戸部中央財政はそれらを内部化することができなかったので、中央と地方との厳しい対立の中で清朝の財政支配が崩壊したという見通しを立てた^⑬。しかし、本稿の分析を通して導き出された結論は、これとは異なる。道光・咸豐以降、正額外徴収Ⅱ地方的徴収の比重が急増したことは確かであるが、これに対し各省督撫は「公」財政即ち釐金や捐輸など商品生産の発展に対応した新税を国家財政の一部として取り込むとともに、「私」財政即ち陋規需索・規礼饋送体系を整理するという財政改革を断行した。これにより、布按両司から州県官に至る地方官の経済権は大幅に縮小されたが、再建された国家財政もまた戸部中央の支配を受けにくいものとなった。やがてこの新財政が事実上の地方財政Ⅱ省財政として自立化することにより、専制国家財政は止揚されるのである。洋務運動以降の近代化政策を支えた経済的基盤は、督撫権力を核としてより一層集権化された省財政であった。

但し、財政改革の成果は、商品生産の発達水準にほぼ比例して、各省毎に大きく異なっていた。湖北省は、咸豐年間の胡林翼による漕糧改革で州県の不正規徴収をほぼ一掃するとともに、釐金や牙帖捐を導入して、財政再建を成功させた。同様に、同治初頭の江南でも、李鴻章によって賦税改革と商業課税が実施され、成功を収めている。一方、漕糧がなく地丁正額も少ない四川省では、差務や夫馬など差徭系統の地方的徴収が肥大化していたが、三費局を通じた吏員への手当給

付、夫馬局の廃止を通して漸次整理され、光緒初丁宝楨の財政改革で完成を見た。これに対し湖南省では、咸豊期の駱秉章による錢漕改革は省城近郊の教県でしか実施に移されなかったし、光緒初の下宝第による陋規需索・規礼饋送禁止政策も不徹底に終わった。同じく江西省では、咸豊末から同治初にかけて曾國藩による錢漕改革が実施されたと伝えられてきたが、実際には空振りに終わった可能性が強い。

咸豊以降各省で実施された財政改革の成否を分けたのは、省内の商品經濟が自立的で、商業課税を核とした強力な省財政が形成できたか否かに因ると考えられる。光緒中葉以降、財政改革成功省では、洋務派官僚による近代化政策が、同時期の日本と比較すれば漸進的ではあるが、実施される。一方、十分な成果の見られなかった湖南省や江西省或いは山東省などでは、民衆は開港に伴う經濟環境の変化と従来通りの地方的徴収との二重の圧迫を受ける。彼らが反乱や「革命」に起ち上がるのは、最早時間の問題であった。

① 「はじめに」註①、岩井、一四六・一四九頁。

contain a number of problems. First, there is a tendency uncritically to generalise phenomena seen in relation to only a few provincial commands. Second, the relationship between central government and the provincial authorities tends to be regarded as essentially hostile. Third, such research has tended to be conducted mainly from a military perspective. Fourth, the general assumption that relations between central government and the prefectures had declined since the nation-wide establishment of the provincial command system.

With these problems in mind, this research has been carried out on material relating to most of the areas over which the Tang ruler's authority extended, excluding those areas controlled by rebellious provincial commands. Since the An Lu-shan rebellion of 755-763, the dynasty had tended to reduce the power of civil governors, and although continuing the policy, begun with the reform of the provincial command system under the Hsien-tsung, of suppressing the power of civil governors, owing to the necessity of coping with the collapse of the local administration system, their powers in fact increased.

The Reform of Public Finance in Hubei and Hunan during the late Qing Period

by

YAMAMOTO Susumu

In the Qing Period the financial system was centralised and local raising of finance was not permitted by the central government. The result was a dual system of tax collection: regularised tax collection conducted by central government, and unregularised raising of revenue by local governments to cover the costs of local administration.

In the 19th century public finances experienced difficulties owing to decreases in regular tax revenues and increases in irregular local levies. The *dufu* 督撫 (chief local government officers) attempted a reform of public finance by introducing commercial taxes such as *lijin* 釐金 and *jianshu* 捐輸, and by seeking to prevent local government officers from collecting *lougui* 陋規 (fees) and offering *guili* 規禮 (bribes) to high-

ranking officials. As a result, in Hubei 湖北 in the Xianfeng 咸豐 period public finances were restored by the addition of *lijin* and *yatie-jian* 牙帖捐 (a business tax on brokers), and by the adjustment of local government costs by fixing the amount of *caoliang* 漕糧. However, in Hunan 湖南 it was difficult to impose taxes on trade because of the weakness of the brokers, and in only some provinces were the *dufu* able to enforce the amount of *diding* 地丁 and *caoliang* during the Xianfeng period. In the early part of the *Guangxu* 光緒 period there was a further attempt to prohibit the collecting of *lougui* and offering of *guili* but this was not enforced sufficiently.

In the Changjiang 長江 Valley, Jiangnan 江南, Hubei and Sichuan 四川 where the production of manufactured goods developed, public finances were successfully reformed. In mainly rice producing areas such as Hunan and Jiangxi 江西 such reform attempts were not successful.